

# 特定非営利活動法人地域史図書館定款

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人地域史図書館という。

### 第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を香川県木田郡牟礼町大字牟礼2560番地1に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条 (目的)

この法人は、広く国民に対し、地域史及び芸術文化の普及ならびに発展に関する事業を行い、もって公益の利益に寄与することを目的とする。

### 第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特  
定非営利活動を行う。

- 1) 社会教育の推進を図る活動
- 2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 3) 子どもの健全育成を図る活動

### 第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- 1) 地域史及び地域史資料の蒐集ならびに公開
- 2) 地域史、地域史資料の再版、複製及びその出版ならびに頒布、公開
- 3) グリ及びオールドマイスターの版画ならびにその他の美術品の蒐集、公開
- 4) グリの版画の参考資料となる著者の出版物の翻訳(出版を伴わないものも含む。)及びその蒐集ならびに公開

## 第3章 会員

### 第6条 (会員の地位)

この法人の会員は、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

### 第7条 (入会)

会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正

当の事由が限り、入会を認めなければならぬ。

3. 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、事由を付した書面をもって本人にこの旨を通知しなければならぬ。

### 第8条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の1に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 退会届の提出をしたとき
- 2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

### 第9条 (退会)

会員は、理事長が別に定めた退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

### 第10条 (拠出金品の不返還)

既納の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### 第11条 (役員及び定数)

この法人に次の役員を置く。

- 1) 理事 3名
- 2) 監事 1名

2. 理事のうち、1名を理事長とする。

### 第12条 (選任等)

理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは子親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並みにその配偶者及び子親等以内の親族が役員総数の1/3を超えて含まれることにならぬ。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。

### 第13条 (職務)

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長の事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

27 この法人の財産の状況を監査すること。

3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを總會又は折轉方に報告すること。

4) 前号の報告をすため必要がある場合には、總會を召集すること。

5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

### 第14条(任期等)

役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によつて就任した役員は、之れを以ての前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### 第15条(欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えざる者が欠けたときは、速滞なくこれを補充しなければならない。

### 第16条(解任)

役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、總會の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪へないと認められるとき。

2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

### 第17条(報酬等)

役員は、報酬を受けることができない。

### 第18条(職員の)

この法人に、職員を置くことができる。

2. 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 總會

### 第19条(補選)

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

## 第20条 (構成)

総会は、会員をもって構成する。

## 第21条 (権能)

総会は、この定款で規定するもののほか、以下の事項について議決する。

- 1) 事業計画及び収支予算並にその変更
- 2) 事業報告及び収支決算
- 3) 100万円をこえる借入金
- 4) その他運営に關する重要事項

## 第22条 (開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。○

- 1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- 2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 3) 第18条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- 4) その他必要があるとき。

## 第23条 (招集)

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに○通知しなければならない。

## 第24条 (議長)

総会の議長は、理事長がこれに当る。

## 第25条 (定足数)

総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

## 第26条 (議決)

総会における決議事項は、第23条2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決

するものとする。  
第27条(表決権等)

- 各会員の表決権は、1個とする。
2. やむを得ない事由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することが出来る。
  3. 前項の規定により表決した会員は、総会に出席したものとみなす。
  4. 総会の議決について、特別の利害関係がある会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

第28条(議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1) 日時及び場所

2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること)

3) 審議事項

4) 議事の経過の概要及び議決の結果

5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

第29条(構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第30条(権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

2) 運営に関する重要でない事項

3) 地域史図書館の運営

4) 図書館協議会委員の選任及び解任

5) その他総会の議決とした事項

第31条(開催)

理事会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

1) 理事長が必要と認めるとき。

2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を有する事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

3) 第13条第4項第5号の規定により、翌年から招集の請求が

あつたとき。  
第12条(簿用) 第23条(招集) 第24条(議長) 第25条(定足数) 第26条(議決) 第27条(表決権等) 第28条(議事録)の規定は、理事会に準用する。

## 第7章 資産及び会計

### 第32条(資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1) 財産目録に記載された資産
- 2) 寄付金品
- 3) 財産から生じる収入
- 4) その他の収入

### 第34条(資産の処分)

財産目録に記載された資産は、処分することができない。ただし、その一部の資産を処分することにより、全体の資産が増加する場合は、この限りでない。

### 第35条(寄付金品等の処分)

寄付金品、これ以外の収入は、第5条規定の購入に当てることができない。

### 第36条(財産目録未記載の資産)

第5条の規定により購入されたものであつても、財産目録に記載されるまでの間は、第34条と同様とする。

### 第37条(資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第38条(会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従つて行うものとする。

### 第39条(事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

### 第40条(暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができ、

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### 第41条 (事業報告及び決算)

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2. 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰越すことができる。

#### 第42条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第43条 (臨時の措置)

予算をもって定めるもののほか、一定額をこえる借入金の借入れその他新たな義務の負担を、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならぬ。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### 第44条 (定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて折轉弁の認諾を得なければならぬ。

#### 第45条 (解散)

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 1) 総会の決議
- 2) 会員の欠亡
- 3) 合併
- 4) 破産

5) 折轉弁による設立認諾の取消し

6) この法人が民法の規定による財団法人となることが確実なとき

2. 総会の決議によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。ただし、前項6号の場合は、第26条第2項の議決とする。

#### 第46条 (残余財産の帰属)

この法人が解散(前条第1項第3号及び4号第6号による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、地域史は徳島県(徳島県立図書館)に、グラフィック等は財団法人諸橋近代美術館にそれぞれ譲渡するものとする。

#### 第47条 (合併)

この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、折轉弁の認諾を得なければならない。

以下に示す通り

## 第9章 公告の方法

### 第48条 (公告の方法)

この法人の公告は、この法人の場末場に掲示するとともに、読売新聞に掲載して行う。

## 第10章 雑則

### 第49条 (雑則)

この定款の施行について必要は細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  
理事長 石川 俊一  
理事 岡崎 進 村尾卓也  
監事 宮本 忠志
- この法人の設立当初の役員の任期は、第14条各項の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとする。
- この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から2003年3月31日までとする。